

サービス提供内容

＜課題分析(アセスメント)及び居宅サービス計画の作成＞

1. 利用者や家族の意向の確認

16

ケアマネジメントを開始する時に、利用者又はその家族の主訴、介護に対する意向を確認していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)トラブルを未然に防止するために、いつ、誰に確認したかを記録しておくことが必要です。	

2. 課題分析に伴う居宅への訪問

17

居宅サービス計画原案の作成にあたっては、原則として事前に利用者の居宅を訪問し、アセスメント情報の収集を行っていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	

3. 適切な方法による課題分析の実施

18

課題分析は、課題を客観的に抽出するために介護支援専門員の個人的な考えや手法のみによって行うのではなく、適切な方法で行っていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 課題分析は、少なくとも国が示した課題分析標準項目により行われていることが必要です。	

4. 居宅サービス事業者及びインフォーマルサービスの把握

19

地域内の公的な各種居宅サービス事業者及びインフォーマルサービスについて常に最新の情報を把握し、いつでも利用者及びその家族から要望があれば提示していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 公的サービスのみならず、インフォーマルなサービスに関する情報も常に把握しておくことが必要です。	

5. 公平・中立なサービスの紹介

20

サービスの紹介をするときは、一部のサービス事業者に不当に偏ることなく、公平・中立にサービスを紹介し、居宅サービス計画原案に位置付けていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 居宅サービス計画原案にサービス提供事業者を位置付ける場合は、偏ることなく各種居宅サービス事業者を紹介し、利用者の希望を考慮しつつ公平・中立にケアマネジメント業務を行う必要があります。	

6. インフォーマルサービスの活用

21

居宅サービス計画原案に居宅サービス事業者を位置付けるときに、必要に応じてインフォーマルサービスを活用していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) インフォーマルサービスを有効かつ効果的に、ニーズに応じて活用する必要があります。特に、支給限度基準額を超える場合、または利用者の経済状況等を考慮し必要がある場合は、地域の実状を踏まえてインフォーマルサービスを有効に活用する必要があります。	

7. 居宅サービス計画原案の内容

22

居宅サービス計画原案は、本人や家族の希望、介護認定審査会の意見や地域におけるサービス提供体制等を考慮して作成するとともに、把握された解決すべき課題に基づき、総合的な援助の方針、サービスの目標と達成時期、サービスを提供する上での留意事項等が適切に記載されていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 居宅サービス計画原案には、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題(ニーズ)、提供されるサービスの長期目標及び短期目標、その達成時期、サービス内容等が系統的かつ具体的に記載されていなければなりません。	

8. 居宅サービス計画原案の説明と同意

23

居宅サービス計画原案は、介護保険外サービスを含めたサービスの利用状況及び利用料も含めて利用者又はその家族に説明するとともに文書による同意を得ていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 居宅サービス計画書(1)(2)、週間サービス計画表、利用票、利用票別表を提示して説明し、文書による同意を得る必要があります。また、介護保険外サービスやインフォーマルサービスを含めて週間プランと利用料を説明し文書による同意を得る必要があります。 なお、居宅サービス計画を作成した際は、利用者及びサービス提供機関の担当者に交付しなければなりません。	

居宅サービス事業者間で統一したケアを提供する必要があるなどの場合には、その具体的な内容や注意点について居宅サービス計画に記載していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
<input type="checkbox"/> 実施できている	a 既に着手している
<input type="checkbox"/> 実施できているが不十分 \longrightarrow	b 早急（本年度中）に改善着手
<input type="checkbox"/> 実施できていない \longrightarrow	c 来年度以降の改善に着手している
	d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手
	e 当面、改善に着手しない
(具体的な実施状況／実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 例えば、食事介助や排泄介助の方法を、訪問介護員やデイケア、ショートステイ利用時に統一して対応する必要があるなどの場合には、その方法が居宅サービス計画に記載されていなければなりません。	

10. 認知症高齢者への対応

認知症高齢者については、可能な限り残存機能が維持継続するように配慮してうえで居宅サービス計画を作成していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
<input type="checkbox"/> 実施できている	a 既に着手している
<input type="checkbox"/> 実施できているが不十分 \longrightarrow	b 早急（本年度中）に改善着手
<input type="checkbox"/> 実施できていない \longrightarrow	c 来年度以降の改善に着手している
	d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手
	e 当面、改善に着手しない
(具体的な実施状況／実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 認知症高齢者の場合、安易に本人の心身機能を補うためにサービスを位置付けるだけでは不十分です。例えば、掃除や洗濯ひとつ取ってみても、すべて訪問介護員が行うのではなく、本人の心身機能を維持するために、本人に可能な限り行ってもらい、できない部分を訪問介護員が補うことや、一緒になって行うことが必要となります。このような場合、生活援助ではなく身体介護となり、利用料も高くなりますが、その必要性を含めて課題分析を行い、利用者やその家族に説明し同意を得てサービス提供する必要があります。	

11. 区分支給限度基準額についての説明

26

支給限度基準額について説明を行い、また、住宅改修費や福祉用具購入費、居宅療養管理指導との区別をわかりやすく適切に説明していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)特に、限度額を超えた場合や、住宅改修費や福祉用具購入費、居宅療養管理指導を利用する場合には、別に利用料の負担が伴うこと、一時的に全額自己負担しなければならないことも合わせて説明することが必要です。	

12. 毎月のサービス利用票、利用票別表及び居宅サービス計画の説明と同意

27

サービス利用票及び利用票別表については、毎月利用者又はその家族に提示して説明し、同意を得た上で捺印してもらうことができますか。また、サービス内容について変更がある都度居宅サービス計画書(1)(2)及び週間サービス計画表を合わせて提示して説明し、同意を得ることができますか。合わせてサービス提供事業者にも上記のことについての対応を毎月実施していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)利用票別表については、必要に応じて、利用者やその家族が内容を確認しやすいよう工夫されていることも必要です。	

13. 他法との給付調整に伴う説明と同意

28

利用者が他法(制度)から給付を受けることができる場合,その制度と介護保険サービスとの調整を行って居宅サービス計画を作成するとともに,利用者及びその家族にそれらについて説明し同意を得ていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	
実施できているが不十分 —————▶	a 既に着手している
実施できていない —————▶	b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面,改善に着手しない
(具体的な実施状況/実施が不十分・実施できていない理由等)	
<p>注釈)他法との給付調整には次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害補償関係各法の療養補償との調整 医療保険各法及び老人保健法との関係 老人福祉法上の措置との関係 生活保護法との関係 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等による公費負担との関係 障害者施策との関係 	

＜サービス担当者会議＞

14. サービス担当者会議の開催

29

サービス担当者会議は定期的及び必要が生じたときに開催していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面,改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 要介護認定や要介護認定の更新があった場合, 利用者の心身状態が変化するなどした場合等には, サービス担当者会議を開催する必要があります。	

15. サービス担当者会議への利用者及びその家族の参加

30

サービス担当者会議には, 利用者及びその家族が直接参加することができるよう配慮していますか。また, 直接参加することができない場合には間接的に参加することができるよう配慮していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面,改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 間接的な参加とは, 利用者及びその家族の意見や希望等を事前に確認し, 文書や口頭で会議に報告するということです。	

16. 決定された居宅サービス計画の説明と同意

31

サービス担当者会議で決定された居宅サービス計画について利用票及び利用票別表を含めて利用者及びその家族に交付して説明し、同意を得ていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)特に、間接的に参加した利用者及びその家族については、会議の結果を報告するとともに、決定された居宅サービス計画の内容を説明し同意を得る必要があります。また、介護保険外サービスの利用に伴う利用料が発生している場合は、それらも計画に位置付けて説明し同意を得る必要があります。	

17. サービス担当者会議録の作成

32

サービス担当者会議を開催した時に、その会議の要点をまとめた記録を作成していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)記録の様式については、国が示した「サービス担当者会議の要点」等があります。少なくとも、出席者、検討した項目と検討内容、結論及び残された課題があればそれらについて記載する必要があります。	

18. サービス担当者会議を開催しない場合の対応

33

サービス担当者会議を開催しない場合、主治医及び事業所の担当者等に、サービス内容について情報提供や照会するなどの必要な手続を行っていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 主治医には必ずサービス内容について照会するとともに医学的な視点からの意見を聞くことが必要です。	

＜経過記録の作成及びモニタリング＞

19. 経過記録の作成

34

個々の利用者に提供したケアマネジメント業務に関する記録は個別に作成されていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	<ul style="list-style-type: none"> a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
<p>注釈) 記録の内容は、利用者やその家族の意向、満足度、援助目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する必要があります。 また、少なくとも3か月に一回は居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録する必要があります。</p>	

20. 各サービス提供機関が作成した個別援助計画の収集

35

居宅サービス計画に位置付けた各居宅サービス提供機関が作成した個別援助計画を収集していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	<ul style="list-style-type: none"> a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
<p>注釈) 個別援助計画とは、訪問介護計画や訪問看護計画等各居宅サービス提供機関がサービス提供を行うに当たって作成したサービス提供計画書のことであり、モニタリングには欠かせない資料です。</p>	

21. モニタリングの実施

36

利用者の自宅には少なくとも一月に一回は訪問し、また、必要に応じて居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所に訪問、電話連絡するなどして連携を図り、モニタリングしていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)モニタリングは次の視点から行います。 生活ニーズの充足状況 目標(長期目標及び短期目標)の達成状況 各サービス事業者のサービス提供状況(役割分担, サービスの適切性) 事業所間の連携状況 居宅サービス計画の適切性 再アセスメント及び居宅サービス計画変更の必要性	

22. 居宅サービス計画の評価及び再アセスメントの実施

37

モニタリングの結果により居宅サービス計画の内容について評価を行うとともに、必要に応じて再アセスメントを実施していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈)再アセスメントをする場合は、利用者の自宅に訪問し、また、主治医からは医学的視点からの意見を聞くとともに、各居宅サービス事業者からも情報の収集を図って行う必要があります。	

＜ そ の 他 ＞

23. 入退院及び入退所に伴う介護保険施設等との連携

38

利用者が医療機関へ入退院及び介護保険施設へ入退所する場合には、介護支援専門員やその機関の担当者と連携を図り、入退院等がスムーズに行われるよう適切に対応していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 特に、退院及び退所する場合については、入院入所先の介護支援専門員等と同行するなどして利用者宅を訪問し、退院退所計画の作成について密接な連携を図る必要があります。	

24. 財産管理等に関するサービスの紹介について

39

財産管理が困難な利用者やその可能性が想定される利用者については、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、その他弁護士会が行う各種サービスについて紹介していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 財産の管理や日常の金銭管理に伴う判断能力に問題がある場合は、介護支援専門員が個人的に管理するのではなく、公的なサービスの調整を図りながら対応する必要があります。	